

(様式3-A)

法人の名称	社会福祉法人豊中福祉会
-------	-------------

## (1) 基本姿勢

### ア 障がい児支援に対する基本的な考え方

当法人は、保育事業を長く運営しており、障がいのある児童の受け入れた経験もあります。その中で、障がいのある児童を適切に支援していくためには、児童本人に対する支援だけでなく、保護者への支援、児童が通う保育・教育施設への支援、また、それらを専門職や関係機関と連携して支援を進めるなど多面的な支援が必要と感じる一方で、その難しさを感じていました。

そのような経緯があり、より障がい児支援の専門性を高め、質の高い支援していきたいという思いで、昨年11月から障がい児支援事業に参入しました。

障がい児支援事業では、放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援といった通所支援を中心に幼児期から小学生までの障がいがある児童や発達に課題がある児童の支援を行っています。

まだ経験は浅いですが、「自立に向けてワンストップサポート～幼児から就労支援まで切れ目ない支援～」をスローガンに事業展開を進めています。

この根底には、障がいのある児童が大人へと成長していく過程で、本人の可能性を引き出し、将来、地域社会で生き生きと生活できるよう、事業を通じて長く支援していきたいという思いがあります。

また、当法人は「家族のような絆を目指して」という法人理念を掲げ、「利用者とその家族」「地域社会」「職員同士」と深い信頼関係「家族のような絆」を築いていけるような事業運営やサービス提供を目指しています。

そのために、利用者やその家族や地域社会の課題にしっかりと向き合い、課題解決に貢献できるよう、利用者や地域社会と共に成長していきたいと考えています。



障がい児支援についても、このような考えを根底に置きながら、障がいのある児童、保護者、地域が抱える課題にしっかりと向き合い、総合的に支援できるよう進めて参ります。

具体的には国が示す障がい児支援の基本理念と泉大津市の障がい児支援の方針を踏まえ、下記の基本方針のもと取り組んで参ります。

### 【障がい児支援の基本方針】

#### 1. 障がいがある児童本人の最善の利益保障

児童本人の最善の利益を考慮し、児童が主体的にいきいきと生活し、その中で「生きるために必要な力」を身につけ、心身とも健やかに成長できるように支援します。

#### 2. 専門的な療育により児童の持つ能力を伸ばす支援

障がいの特性に応じた専門的な療育により、就学や将来の自立を見据え、児童の持つ能力を可能な限り伸ばすことができるように支援します。

#### 3. 保護者支援の重視

障がいのある児童を育てる保護者は、「育児の難しさ」「負担感」「将来の不安」など様々な困りごとを抱えている方が多いです。専門性をいかし、保護者の育児や生活の困りごとをしっかりと支援し、育児や家庭の安定を図ります。

#### 4. 障がいのある児童が地域と交わり成長するための支援

同年代の子ども同士がかかわり、友達をつくることは、子どもの心の成長にとってとても大切なことです。障がいのある児童でも地域の子どもと一緒に生活し、共に成長できることを目指し総合的に支援していきます。

#### 5. 切れ目ない支援の実現

障がい児支援には、児童のライフステージにそった支援【縦の支援】と地域の関係機関と連携した支援【横の支援】が必要です。この縦横支援の連携『切れ目ない支援』を実現するために、関係機関との連携体制を構築していきます。

### イ センターの運営における基本的な考え方

児童発達支援センターの運営については、「障がい児福祉の向上」「泉大津市の公共施設」という2つの社会的使命があるという自覚と責任を持ち、「障がい児支援の中核的支援機関の役割」を果たしながら「公共施設としての公正で公益的な管理運営」に努めます。また、地域住民から児童発達支援センターができて良かったと感じてもらえるよう「地域に開かれた施設運営」にも努めます。

具体的には下記の基本方針にもとづき運営して参ります。

#### 1. 障がい児支援の中核的支援機関としての役割を果たすための取り組み

- \* 児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援事業を通じ  
地域障がい児福祉の向上に貢献
- \* 専門性を生かし多様な支援ニーズへの対応
- \* 保護者支援や子育て支援の実施
- \* 泉大津市や関係機関、関係福祉事業者と連携した切れ目ない支援体制の構築

## 2. 公共施設としての公正で公益的な管理運営に関する取り組み

- \* 公平かつ公正なサービス提供
- \* 利用者満足度の向上
- \* 関係法令、ルールへの遵守
- \* 施設や運営状況の情報公開
- \* 災害・事故・防犯への予防対策と体制の整備
- \* 清潔で衛生的かつ安全な施設・設備の維持管理
- \* 泉大津市および関係行政と連携した運営

## 3. 地域に開かれた施設運営に関する取り組み

- \* 地域住民との交流活動の実施
- \* 地域への情報発信（パンフレット、通信、ホームページなど）
- \* 施設周辺の美化活動
- \* 地域住民との協力体制の構築

(様式3-B)

法人の名称	社会福祉法人豊中福祉会
-------	-------------

### (2) 施設の利用者の平等な利用が確保されること

#### ア 法令遵守・人権擁護

##### (ア) 法令を遵守した管理運営

社会福祉事業は法令に基づいた公益性の高い制度サービスです。また私ども社会福祉法人は、非営利法人として地域社会に資する福祉サービスを提供することで、国や自治体から公的補助を受けて存続しています。

このようなことから、社会福祉法人は一般企業よりも社会的責任が重く、当法人でも法令遵守は経営の最重要課題の一つと位置付けており、法令を遵守し、地域や行政に信頼していただく法人経営に努めて参りました。

この度の「泉大津市立児童発達支援センター」の指定管理につきましては、公共施設の運営ですので、より一層高いレベルの公益性と法令遵守が求められると認識しています。

「泉大津市」の看板を背負っているという自覚と責任を持ち、下記の方針のもと法令を遵守した管理運営に努めて参ります。

### 1. 法令遵守の基本方針

- ①社会福祉法人として、高い水準の法令遵守体制を推進し、社会からの信頼を確立します。
- ②法令遵守の不徹底が法人の経営基盤を揺るがしえることを十分に認識し、法令遵守の周知徹底を経営の重要課題として位置づけます。

### 2. 具体的な取り組み

- ①遵守すべき法令・ルールの周知徹底

遵守すべき法令、制度のルール、社会的ルールを理事はもとより職員一人一人にいたるまで正しく認識し、逸脱しないよう、法令順守規程や関係規程、マニュアルの周知徹底を行います。

#### ②管理体制

法令遵守の推進や重要なリスクの調査と対策の提案を行うコンプライアンス委員会を設置し、法人経営会議と連携しながら法令遵守に関する様々な決定事項や遵守状況を管理します。

各事業部においては事業部責任者がコンプライアンス責任者として教育・指導・是正・報告・相談・実践を行うとともに、各拠点にコンプライアンス管理者を配置し、コンプライアンス責任者を補佐する運営体制をつくります。

#### ③自己点検・外部機関のチェック

各拠点での自己点検・評価、会計・経理の外部機関チェックなどにより、法令・ルールの遵守状況を定期的にチェックします。

#### ④内部通報制度

業務の健全かつ適切な運営を確保するため、社内には通報窓口を設けます。

### (イ) 人権擁護・苦情対応について

#### 《人権擁護について》

障がいのある児童の支援に当たっては、「子どもの権利条約」および「障がい者の権利条約」にのっとり、常に本人の意思を尊重し、本人の最善の利益を考え支援します。

障がいのある児童が、障がいのない児童と当り前に暮らせるように、その実現に向けて、児童ひとり一人の障がいの特性に応じた適切な療育・支援を行います。

一方で子どもの人権を侵害するような「虐待」や「差別」を防止するための取り組みも積極的に行います。

#### 1. 虐待防止の取り組み

職員による児童に対する虐待を防止するため、虐待防止責任者（施設長）、虐待防止委員会を設置し、下記のような虐待防止の取り組みを組織的に行います。

①虐待防止マニュアルの周知徹底

②虐待防止委員会を月1回開催

③職員に虐待防止研修を実施（採用時、全職員対象に年数回）

④虐待が起こりにくい環境の整備（施設内・車内カメラの設置、職員配置など）

また、職員は児童の家庭内での虐待を発見しやすい立場にあるため、日頃から児童の状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めます。

あわせて、保護者に対する相談支援やカウンセリング等により虐待の未然防止に努めます。

もし、虐待を発見した場合は、泉大津市担当課、児童相談所へ速やかに通告し、関係機関と連携しながら対応をすすめます。

#### 2. 身体拘束廃止の取り組み

身体拘束や行動制限は、虐待と同じように児童の人権を傷付けるもので、廃止すべき行為で、職員に対してもその認識を周知徹底します。

やむを得ない状況（切迫性、非代替性、一時性）により身体拘束を行わなければならない可能性がある児童については、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、児童や保護者に事前に説明をし、同意を得るようにします。

また、やむを得ず身体拘束を行った場合は、理由をはじめ必要な事項を記録します。

### 3. 人権擁護に関する研修

児童の権利擁護の視点から「障がい理解」「適切な児童との関わり方や療育・支援方法」についての職員研修を定期的実施し、全ての職員が児童の人権を尊重した支援ができるよう努めます。

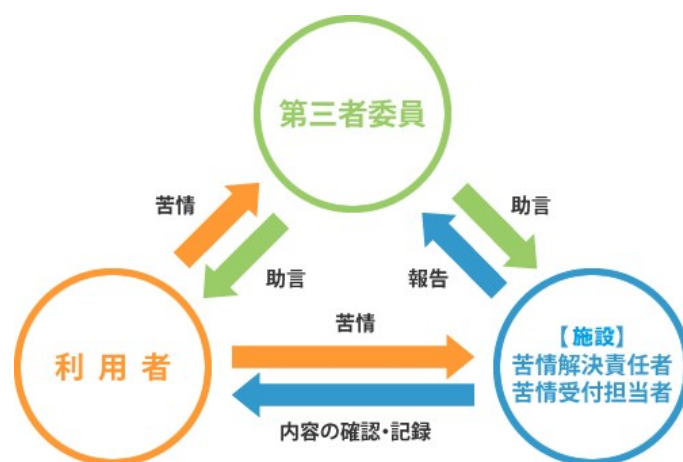
また、保護者や地域向けにも同様の研修を開催し、子どもの人権擁護や障がい理解に関する啓発活動を行います。

#### 《苦情対応について》

児童や保護者からの苦情（虐待相談含む）については、苦情受付窓口、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置し、次の手順により対応をすすめ、迅速かつ適切に苦情解決できるように努めます。

また、児童や保護者が意見を言いやすくするため、これらの体制を周知するとともに、ご意見箱やメールなどでの苦情受付も行います。

- ①苦情があった場合、苦情受付担当者は、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ状況の聞き取りを行い、事情の確認をします。
- ②苦情受付担当者は、把握した状況を管理者や苦情解決責任者とともに検討を行い対応を決定します。
- ③対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡します。）
- ④重大な苦情であればすみやかに泉大津市担当課にも報告を行い、連携して対応を進めます。



利用者の個人情報の保護方針および利用者や市民に対する情報公開の方針については、下記の方針・取り組みにより適切に対応いたします。

また、ここに記載のない事項については、原則、泉大津市の方針ならびに「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に準じた対応をします。

## 1. 個人情報の保護方針

- ①児童またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、当法人の個人情報保護規程ならびに関係マニュアルにもとづき適切な取り扱いに努めます。
- ②サービス提供をする上で知り得た児童またはその家族の秘密事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。  
また、この秘密保持義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③職員に業務上知り得た児童またはその家族の秘密事項を保持させるため、在職中か退職後かにかかわらず、その秘密事項を保持すべき旨を、雇用契約の内容とします。
- ④利用者にあらかじめ個人情報の利用目的や利用範囲等について説明を行い、同意書を得たうえで、サービス提供を開始します。  
同意なき場合は、担当者会議等での使用、他の障がい福祉サービス事業者への提供はしません。
- ⑤児童またはその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電子媒体を含む。）については、施設長の管理下のもと、鍵付きの書庫で厳重に保管し、処分の際にもシュレッダーにかけるなど第三者への漏洩を防止します。
- ⑥インターネットやコンピューターウイルス等による情報漏洩や不正アクセスを防止するため、必要なセキュリティ対策をとります。
- ⑦管理する個人情報については、児童またはその家族の求めがあれば内容を開示します。開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、すみやかに調査を行い訂正等を行います。

## 2. 情報公開方針

大阪府の障害福祉サービス等情報公表制度により義務付けられた法人・施設の情報や財務状況、サービス内容、利用者評価・自己評価などをポータルサイトやホームページで公表し、利用者や市民へ広く情報公開し、運営の透明性を図ります。

(様式3-C)

法人の名称	社会福祉法人豊中福祉会
-------	-------------

(3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理ができること

ア 児童発達支援について

(ア) 利用児の障がい特性や発達に応じた支援計画の作成及び保護者との協働

支援計画の作成および保護者との協働については、下記の方針で取り組みます。

### 1. 支援計画作成の方針

児童の支援計画については、児童発達支援管理責任者が、児童や保護者と面談し、「保護者と一緒考える姿勢」で聞き取りや観察、発達検査結果、アセスメントを行い、児童の気持ちや生活の状況、障がいの特性、保護者のニーズ、家庭の状況などを踏まえ作成します。

支援計画の作成にあたっては、支援内容に専門性と実効性をもたせるため、機能訓練職員や看護師、相談支援専門員、公認心理師などの意見も取り入れます。

また、家庭生活に課題がある場合は、家庭生活と連続性のある支援内容の提案や必要に応じて関係機関と連携した家庭支援の提案などを行います。

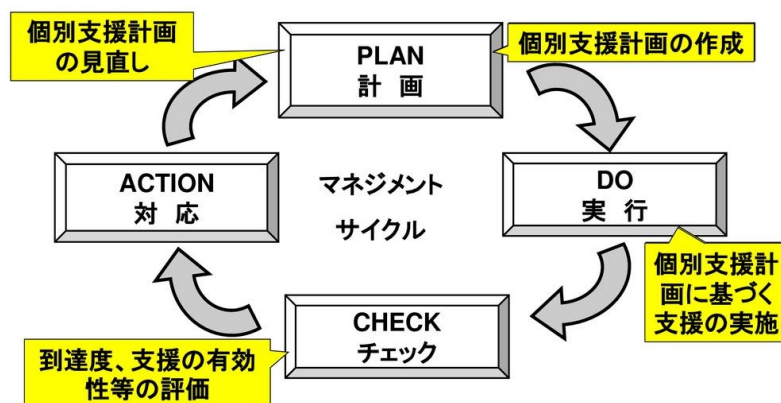
このように、児童発達支援管理責任者を中心に、複数の担当者や専門職がかかわり多面的な視点で総合的な支援計画を作成し支援するよう取り組みます。

## 2. 支援計画の評価・見直し

作成した支援計画については、サービス提供開始前に保護者に説明し、同意いただいたうえで支援を開始します。

支援開始後も、最低6か月に1度、保護者面談と担当職員による支援計画評価会議で支援計画の評価と見直しを行います。

評価・見直しについては、PDCA サイクルにより、支援の質の向上となるよう努めます。



(イ) 療育プログラムの考え方 (毎日通園)

毎日通園する児童の療育プログラムについては、保育園や幼稚園で行っている「教育・保育活動」と「障がいの特性に応じた機能訓練」がバランスよく取り入れたプログラムが必要と考えています。

児童が児童発達支援センターでの生活や活動・行事を通じ、健康で心豊かに成長し、生きるための力を身につけ、さらに障がいの困りごとの改善を支援できるように、私共が保育事業で培ってきた「教育・保育のノウハウ」と障がい児支援事業で培った「療育のノウハウ」を十分に生かし、質の高い療育プログラムを提供して参ります。

療育プログラムの概要は下記のとおりです。

### 1. 療育プログラムの基本方針

- ①児童が充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出す力の基礎を育みます。
- ②集団生活における他児との関わりや共同的活動による成長を促します。
- ③家庭としっかり連携し、保護者と協働して子育て支援や療育を進めます。
- ④スムーズに就園・就学できるよう保育園等や小学校との接続を意識した療育支援を行います。
- ⑤児童の主体性を尊重し、「スモールステップによる成功体験」と「ほめて伸ばす」かわりかかわりで成長を支援します。
- ⑥個々の障がいの特性を踏まえ、個別と集団活動がバランスよく行えるよう創意工夫します。
- ⑦健康面や安全面に配慮した活動と環境づくりを行います。
- ⑧原則、保護者送迎ですが、保護者送迎ができない場合は、送迎車で送迎します。

### 2. クラス構成

毎日通園児童を20名と設定し、年齢や障がい特性を踏まえ、10名2クラスに分けて運営します。

### 3. 教育・保育活動

保育事業運営で培ったノウハウをもとに、児童が日々の生活を通じ、基本的な生活習慣を身につけ、教育・保育活動や行事により、様々なことを経験し、感性豊かに成長できるプログラムを提供します。

また、専門職のアドバイスを受けながら、児童個々の障がいの特性を踏まえた環境設定や療育的要素（SST、集団生活への適応訓練、基本動作指導など）を自然に取り入れ、保育活動でも療育効果が得られるよう工夫します。

### 4. 療育内容

「感覚統合療法」をベースとした運動療育とビジョントレーニングなどの机上トレーニングを主軸に療育を行います。

これらの療育については、児童個々の発達状況や障がいの特性を踏まえ、人数構成やトレーニング内容を専門職員が個別にコーディネートし実施します。

### 4. 1日の流れと年間行事



### 《1日の流れ 月～金》

- 9：00 開園・児童受入れ開始  
10：00 朝の会  
10：30 設定保育・運動療育・個別療育（OT・PT・STによる訓練）  
11：30 給食準備・給食  
12：30 お昼寝準備・お昼寝・個別療育（OT・PT・STによる訓練）  
14：00 おやつ  
14：30 降園準備・帰りの会  
15：00 降園開始・自由遊び  
17：30 閉園

### 《年間行事》

お誕生会や絵本貸出、避難訓練などの月間行事と様々な年間行事を実施します。年間行事については、遠足や社会見学などの園外保育、四季に応じた行事、運動会や発表会、納涼祭、保育参観、保護者懇談などの保護者参加行事、また、保護者同士の交流や地域住民も参加できる行事を実施します。様々な行事を通じて児童の豊かな感性を育むとともに、子育て支援や地域交流の拠点としてのセンターの役割をしっかりと果たしていきたいと考えています。

### \*年間主要行事

4月	入園・進級式	10月	遠足、運動会、ハロウィン
5月	こどもの日、保育参観	11月	保護者懇談
6月	内科検診、野菜植え付け	12月	クリスマス会
7月	七夕まつり	1月	お正月遊び
8月	プール・水遊び	2月	節分、発表会
9月	入園説明会、納涼祭	3月	お別れ遠足、修了式、卒園式

### (ウ) 療育プログラムの考え方（個別療育）

個別療育クラスの基本的な療育方針は毎日通園クラスと同様ですが、原則、児童1名につき療育担当職員1名がマンツーマンで療育を実施します。

児童が毎日通園しないため、療育内容が家庭や所属園・施設でも生かせるような、連続性を意識した療育を実施します。

また、保護者に対し障がい特性の理解や児童との適切な関わり方について専門的な相談やアドバイスをを行い、子育てを支援します。

クラスの運営方法については、児童が保育園等や他施設と併用することを前提と考え都合の良い時間帯に利用できるように、下記の方法で運営します。

### 《クラス運営方法》

\*開園時間 月～土曜日、10時00分～16時00分（送迎時間のぞく）

\*時間割り 10：00～11：00、11：00～12：00、13：00～14：00、14：00～15：00

15:00～16:00の5枠

- \*受入人数 1枠2名、1日10名
- \*療育内容 運動療育（感覚統合）、机上トレーニング、機能訓練、遊び  
※障がい特性に応じ、個別にコーディネート
- \*担当職員 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など
- \*送迎対応 保護者送迎、事業所送迎（自宅・保育園等への送迎）
- \*その他 保護者見学も可。  
毎日通園児童と同様に集団との関りがもてるよう、園行事に参加していただくなど、児童同士、保護者同士、地域住民とも交流できる機会を設けます。

（様式3-C）

法人の名称	社会福祉法人豊中福祉会
-------	-------------

#### イ 保育所等訪問支援について

当法人は長年保育事業を運営して参りました。その中で、障がいのある児童や発達に課題のある児童をお預かりした経験がございます。ほとんどの保育施設では障がいについての専門知識やスキルをもった職員がいないため、適切な対応や環境整備ができていないのかからず日々悩みながら保育をしているのが現状です。

障がい福祉分野への参入をきっかけに、保育所等訪問支援というサービスがあることを初めて知りましたが、障がいのある児童も保護者、そして、保育施設にとっても大きなメリットがあり、また、障がいのある児童の地域社会への参加・包含（インクルージョン）を進めるためにも積極的に取り組むべき事業だと感じ、現に保育所等訪問支援を行っております。

現状、サービスの認知度が低く、ニーズは少ないですが、利用契約のお話をいただき、実際に保育所等訪問支援の実績がある他事業所や相談支援事業所と連携し、ノウハウを教えながら進めているところです。

このような経験を踏まえ、保育所等訪問支援については、下記の方針でサービス提供を行っていきたいと考えています。

#### 1. 保育所等訪問支援サービスの提供

- ①保育士や理学療法士等の専門職が訪問支援を行います。
- ②児童1名に対し、2週間に1回（1回2時間程度）を目安に訪問支援を行います。
- ③サービス提供は、1か月につき児童10名（1日1名×月2回＝20回）とします。

#### 2. 利用児童が所属する保育所等との環境調整やアセスメントの方針

- ①保育所等訪問支援は、利用児童が所属する保育所等における児童に対する支援、保護者に対する支援、保育所等に対する支援を行うため、「児童」、「保護者」、「訪問先」と多面的なアセスメントが必要になります。

事前に必ず訪問先に伺い、児童の状況、訪問先の意向や特徴を確認し、保護者のニーズとすり合わせや調整をしたうえで、支援計画を立案します。その後、担当者会議を開催し、支援計画を最終調整・承認のうえ、訪問支援を開始します。

- ②アセスメントや支援計画作成には、児童発達支援管理責任者以外に児童の障がいの特性に応じ、PT、OT、ST、公認心理士といった職員がかかわり、専門的な視点での支援を提案します。
- ③環境調整については、児童を集団生活に合わせるのではなく、児童の特性に応じて集団生活の環境や活動の手順等を工夫することを提案します。  
そのため事前訪問時に、訪問先の方針や活動内容、物理的環境、人的環境をしっかりと把握し、児童の障がいの特性と双方を適切にアセスメントします。

### 3. 訪問先との協働の方針

前述のとおり私共は長年保育事業を運営して参りました。そのため、保育業界や保育現場の状況を深く理解しています。

また、訪問先が地域の保育施設や教育施設であれば既存のつながりがあるため、見知らぬ事業者よりは受け入れ先の抵抗感も小さいと考えています。

これらのメリットを生かしながら、訪問先とは次の方針で協働していきます。

- ①訪問先には保育所等訪問支援の趣旨を丁寧に説明します。
- ②訪問先の方針や活動内容を理解し、訪問先に合った支援方法を提案します。
- ③訪問先が児童に対し能動的かつ継続して適切な支援ができるように、協働支援、後方支援の立場で関わります。
- ④訪問先の職員と良好な関係性を築きます。

## ウ 障害児相談支援について

障害児相談支援については、地域における相談支援の1次的窓口かつ中核的存在として、課題を抱えている児童や保護者に対し、総合的な相談支援業務を行えるよう事業を運営していきます。

相談支援においては、下記の基本方針に基づき、「基本相談支援」「計画相談支援」「障害児相談支援」を行います。

### 1. 障害児相談支援における基本方針

- ①障害児相談支援についてホームページやチラシ等に掲載するなど、課題を抱えた児童や保護者とつながるためのPR活動を積極的にを行います。
- ②相談支援担当職員は、児童や保護者の課題に対し必要な情報提供や行政・福祉サービスにつなぐことができるように地域の社会資源、行政サービス、福祉サービスに関する最新の情報を常に把握します。
- ③相談支援担当職員は、児童や保護者から悩みや困りごと、ニーズを丁寧に聞き取ったうえで、課題を客観的かつ多面的な視点でアセスメントし、児童や保護者のニーズを踏まえ、適切な相談支援を行います。
- ④必要な行政サービスや福祉サービスにスムーズにつなげるために、関係機関や福祉事業者との連携体制を構築します。

### 2. 実施する相談支援

#### ①基本相談支援

基本相談支援は相談支援全体のベースであり、障がい児の保護者等からの相談を広く受け付け、障がい児の保護者からの相談内容に対して、必要な情報提供や助言を行うとともに、相談内容に応じて「計画相談支援」や「障害児相談支援」につないでいきます。

また、必要に応じて、泉大津市担当課や関係機関、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。

## ②計画相談支援

計画相談事業では、福祉サービスの利用に関する相談を行います。

児童本人や保護者が抱えている課題をアセスメントし、ニーズを踏まえ適切な福祉サービスを受けられるよう、サービス等利用計画案の作成と見直しを行い、継続した支援を行います。

また、様々な相談ケースにすばやく対応できるように、福祉サービスに関する最新の情報を常に把握し、障がい福祉サービス事業者等との関係構築に努めます。

## ③障害児相談支援

障害児相談支援では、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用する際の相談を行います。

児童と保護者が抱えている課題の解決や障がい特性にあった通所支援利用に向け、障害児支援利用計画案の作成と見直しを行います。

また、障害児通所支援事業者の事業所ごとの特色や空き状況など最新の情報を常に把握し、すばやく適切な通所支援が利用できるように努めます。

## エ 利用児に合わせた食事の提供

児童への給食提供については、保育事業で長年の経験とノウハウがございます。それらを生かし、下記の方針を元に児童にとって安全で質の高い給食を提供していきます。また、給食を通じて、児童が食への関心や正しい知識を持ち、正しい食事マナーが身につくように支援します。

### 1. 給食提供の基本的な方針

- ①毎日通園クラスの児童に対し、昼食と午後のおやつを提供します。(月～金)
- ②給食の献立は、子どもの健康を第一に考えて、安全な食材を使用し、児童の成長に必要な栄養をバランスよく取り入れ、バラエティー豊かで季節感のある献立を作成します。
- ③食べ残しなどの喫食状況を把握し、児童の食が進むように常に献立改善に努めます。
- ④衛生的で楽しく食事ができる環境をつくります。
- ⑤給食を通して基本的な食事のマナーが身につくように支援します。

### 2. 配慮が必要な児童への給食提供

- ①食物アレルギーがある児童  
食物アレルギーがある児童の給食は、かかりつけ医師の意見書をもとにアレルギー

食材の除去対応をおこないます。(必要に応じ代替食も提供します。)

また、誤食の防止や誤食による緊急対応について、食事提供マニュアルに記載し職員に周知します。

#### ②摂食機能に課題がある児童

家庭での調理形態の情報やかかりつけ医師、言語聴覚士のアドバイスをもとに、児童の障がいの特性にあった食事を提供します。(食材の大きさの調整、きざみ・ミキサー食など)

また、食事介助方法や誤嚥対応について食事提供マニュアルに記載し、職員に周知します。

#### ③偏食がある児童

偏食を改善できるように支援しますが、無理強いすることはせず、児童が自主的に本人のペースでチャレンジできるよう支援します。

偏食がひどく十分な食事がとれない場合は、別の食材を使用するなどの配慮をします。

#### ④宗教食への対応

宗教食のニーズがあれば可能な限り食材の変更などの個別対応をします。

### 3. 給食提供体制について

#### ①栄養士は外部委託、調理員については直接雇用または外部委託で検討します。

また、外部委託であっても栄養士、調理員は、給食提供の基本方針と配慮が必要な児童の対応、衛生管理について適切に対応できる業者を選定し、管理者がしっかりと指導監督します。

#### ②給食調理については、施設内で行います。

#### ③管理者、支援職員、栄養士、調理員による給食委員会を設置し、支援現場と給食現場で定期的に意見交換・情報共有を行い、児童にとって適切で質の高い給食提供ができるように努めます。

### 4. 食育活動

児童が食材や食事に興味を持つように、次のような食育活動を行います。

#### ①野菜の栽培・収穫体験

#### ②調理体験

#### ③行事食の提供(お誕生会、こどもの日、七夕、クリスマス、節分など)

#### ④食事マナーの学習

(様式3-C)

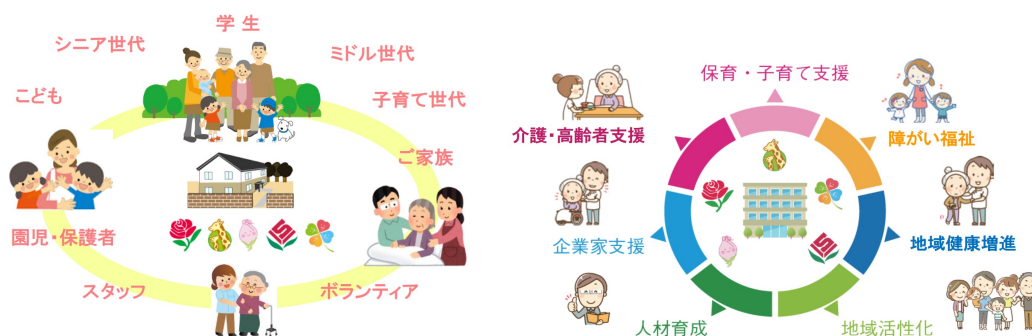
法人の名称	社会福祉法人豊中福祉会
-------	-------------

#### オ 自主事業について

自主事業については、保育事業、障がい福祉事業の運営、多世代共生型事業拠点の運営や地域住民と協働などで培ったノウハウ等を生かし、下記①～③の基本的視点に沿って必要な自主事業を実施していきたいと考えています。

## 【基本的視点】

- ①保護者の連帯および地域の子育て世代への支援
- ②「障がい」や「子育て」に対する地域の理解の促進
- ③多世代・多様な人が集う地域に開かれた共生型福祉拠点づくり



## 【実施事業】

### 1. 園庭開放（月1～2回）

児童発達支援センターを利用していない未就学の親子（主に障がいのある児童）を対象にセンターに来ていただき、園庭や施設内で親子の交流機会を持ちます。

### 2. 育児相談（随時）

主に障がいをもつ児童の保護者を対象に育児相談や家庭での療育相談を行います。

### 3. 地域交流（週1回）

地域住民と児童・職員が交流できる機会を持ちます。

### 4. 研修事業（年6回）

利用児童保護者、障がいのある児童の保護者、地域住民、障がい福祉関係者を対象として「障がい理解」「療育方法」「子育て」「障がい福祉サービス」などをテーマとした研修を開催します。

## カ 地域・関係機関との連携

児童発達支援センターは、障がいのある児童、その保護者の方が、最初期に相談する機関であります。そのため、児童や保護者の方に最適な相談支援を行うために、地域や関係機関との連携はとても重要な役割だと考えています。

保育事業と障がい児支援事業において培ったノウハウと築いてきたネットワークを生かし、様々な相談に対応できる「切れ目ない支援（※）」を目指していきます。

### ～私共が考える「切れ目ない支援」～

切れ目ない支援の実現には次の「縦横連携の整備」が重要と考えています。

#### 【縦の連携】

- ・児童のライフステージ（幼児期、就学時、就労時など）ごとに支援の見通しが持てるように、また適切な支援が受けられるように関係機関と連携し支援する。

### 【横の連携】

- ・困りごとがあるけど相談できないでいる保護者の方が気軽に相談できるきっかけづくり。相談機会を多く持つ。
- ・児童や保護者の方が、現に困っていることに対して、様々な関係機関と連携し支援する。

「切れ目ない支援」を実現するために下記の取組を行います。

#### 1. 子育て支援

園庭開放、育児相談、保護者交流行事を定期的で開催し、センターを利用されていない親子が気軽に来所でき、育児相談・支援につながる機会を積極的につくります。

#### 2. 事業者ネットワークの構築

地域の相談支援事業者、障がい児通所支援事業者などの連絡会に加入し、可能であれば連絡会議等をセンターで開催し、関係事業者とのネットワークを構築します。

#### 3. 関係機関との連携

私共は泉大津市で長年、介護・保育事業、昨年度から障がい福祉事業を行っています。その中で、「発達に課題のある園児の支援（保健センター）」「虐待対応（子育て応援課）」「保育事業者・福祉事業者との連携（連絡会等）」「園児の健康管理（地域医療機関）」「就学時の引継ぎ（教育機関）」「療育連携（市立病院療育担当）」「相談支援連携（相談支援事業者）」など保健、福祉、医療、教育関係機関と連携することも多々あります。これまで築いてきたネットワークを生かし、児童発達支援センターに求められる専門性を高めるために、より一層ネットワークを広げ、協力関係を深めていきます。

#### 4. 地域住民との交流

児童発達支援センターや障がい児に対して地域住民に理解していただくために、地域に開かれた施設運営を目指し、地域住民との交流活動、地域の集会やイベントへの参加を積極的に行います。

### キ 経費削減に向けた取組

経費削減に向けて下記の取組を行います。

#### 1. 水道光熱の節約

- ①利用者サービスに影響がない範囲で電灯、冷暖房、水道などのムダを削減します。
- ②電気・水道の省力化

#### 2. 消耗品・備品など経費の適正化

- ①商品の質を確保しつつ、価格については少しでも安く購入できるように、市場調査や相見積等で定期的に見直しを行います。
- ②設備、備品のメンテナンスについても、なるべく自力でメンテナンスを行い、できな

いものについては業者に相見積をとるなどし、経費削減を図ります。

### 3. 業務の効率化

事業運営にともなう利用者管理業務、記録業務、連絡調整、情報共有、請求業務  
経理・会計業務など様々な業務が発生します。

これらの業務を効率よくこなすことで、残業の削減、職員体制の最適化ができ、  
最終的に経費削減につながります。

また、働きやすい職場環境づくりは、職員の定着と大きく関係します。

職員が長く定着してくれると採用経費も削減でき、職員の経験値が蓄積され、職員の  
質・サービスの質の向上にもつながります。

この取り組みは、利用者・事業者・職員に全てにメリットがあり、私共としても特に  
力を入れていきたいと考えています。

- ①サービス利用の手続きや様々な業務フロー簡略化
- ②利用者管理・請求ソフトの導入
- ③利用者との連絡ツールの導入

(様式3-D)

法人の名称	社会福祉法人豊中福祉会
-------	-------------

- (4) 施設の管理を適正かつ確実に実施するために必要な財産的基礎及び人的構成を有すること  
ア 事業実施の人員配置

児童発達支援センターに求められる役割・機能を確実に果たしていくために、事業実施に  
ついては下記の方針にもとづき人員配置・職員体制を構築します。

#### 【人員配置・職員体制の方針】

##### 1. 適切な人員配置

人員配置については、泉大津市が指定する人員配置条件を踏まえ、児童の保育療育を  
すすめるうえで、必要な職員数、かつ、障がいの特性に応じた専門療育が十分提供  
できる職員体制を確保します。

また、児童の利用状況に応じて職員体制も柔軟に変化できるよう、パートタイム  
人員数や勤務時間を工夫します。

##### 2. 高い専門性と資質

保護者からの多様な相談や療育ニーズに対応し、質の高いサービスを提供するため、  
専門資格を持ち、かつ支援に熱意のある人材を確保します。また、全職員が専門性と  
資質を向上するため、定期的に研修機会を設け、自己研鑽に努めます。

また、当法人では職員の「行動指針(※)」を定め、全職員が日々心掛けながら業務に  
あたっています。行動指針の浸透を図るため、朝礼での唱和、研修、人事評価項目に  
加えるなどの取り組みを行っています。児童発達支援センターでも同様の取り組みを  
行います。



### 3. チームワーク

各職員の専門分野と経験、スキルを十分生かし、様々な相談や療育に対し最適な支援ができるチームワークを築きます。

また、職種間の連携をスムーズにするために、日々の申し送りや職員会議や個別支援計画会議、ケース会議、サービス担当者会議などで常に情報共有し、職種間で協力する仕組みと職場風土をつくります。

#### (※) 当法人の行動指針



### 4. 人員確保の方法

人員配置計画書にあるように専門資格をもった職員を 20 数名確保する必要があります。そのため、時間をかけて計画的かつ様々な手段を駆使して必要な人員を確保します。

### 5. 職員の雇用条件

職員給与については、地域の給与水準を踏まえ当法人の給与制度にもとづき設定します。また、サービスの質の向上には、職員の定着と育成が不可欠です。働きやすい職場づくり（残業削減、休暇の充実）はもちろん、メンター制度、研修の充実、人事評価制度、などにも積極的に取り組みます。

#### イ 危機管理体制

災害発生や事故発生に備え、次のような危機管理体制を構築します。

## 1. 災害発生や事故発生時の対策

災害発生や事故発生時に混乱なく、すみやかに適切な対応がとれるように

- ①災害発生時や事故発生時の指揮系統や役割分担を明確化し、職員に周知します。
- ②地震（津波）や火災を想定した避難訓練、消火訓練、救急救命訓練（AED 使用）を毎月 1 回実施します。また、不審者対応訓練も年 2 回実施します。
- ③災害発生や事故発生時の対応マニュアルを作成し、職員への周知徹底を図ります。
  - ・災害発生マニュアルについては、泉大津市ハザードマップをもとに作成します。
  - ・年 1 回マニュアルに基づいた職員研修を行う。
  - ・対応のプロチャート図を作成し、施設内に掲示する。
  - ・避難経路や消火器の場所などを示した施設平面図を施設内に掲示する。
  - ・事業を継続または早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を作成します。
  - ・医療的な配慮が必要な児童については、保護者やかかりつけ医と連携し、緊急時の対応について事前に確認するようにします。
- ④幼児や肢体不自由の児童の安全確保や避難するための備品を揃えます。（避難車や防災ずきんなど）
- ⑤警察や消防、医療機関、関係機関の緊急連絡先一覧表を作成し、施設内に掲示します。
- ⑥事故発生時に十分な補償対応ができるよう賠償責任保険や傷害保険に加入します。

## 2. 予防対策

- ①防災や事故防止に関わる設備・備品については、常に万全の状態であるように定期点検を行います。
- ②既に設置済みの警察直通通報装置や警備会社通報装置以外にも必要な防犯・防災設備を設置し、できるかぎりの予防対策を取ります。
- ③散歩ルートや地域の危険箇所を示したお散歩マップを作成し、施設外でも事故予防に努めます。

## 3. 関係機関・地域との連携

- ①泉大津市役所、消防署、警察署、関係機関との連絡・連携体制の整備、また、防災・防犯対策に関して定期的に指導をしていただくなど、管轄行政・関係機関と連携し、防災・防犯対策を強化します。
- ②地域の防災訓練や防犯活動に参加するなどし、地域住民と助け合える関係を築いていきます。
- ③災害発生時や事故発生時は、泉大津市や警察・消防など関係行政と連携し対応を進めます。

## 4. 保護者との連絡体制

- ①事故発生時には、すみやかに保護者に連絡が取れるよう緊急連絡先一覧表を作成します。
- ②災害発生時は、電話回線が不通となることもあり、連絡アプリ、ホームページ、災害用伝言版など複数の連絡手段を用意します。
- ③暴風警報発令などにより、休所する場合の保護者連絡も連絡アプリやホームページ等

で一斉連絡できるようにします。

#### ウ 安全・衛生管理のマニュアル及び取組について

安全・衛生管理のマニュアル整備及びマニュアルの実効性を持たせる取り組みとして下記のことを行います・

##### 1. マニュアルの整備

施設の安全・衛生管理に関するマニュアルは主に下記のものがあります。

これらのマニュアルについては、私共が運営している認定こども園で全て整備していますので、既存のマニュアルと厚生労働省から示されている各種ガイドラインをもとに作成する方針です。

「災害対応」「事故対応」「虐待対応」「感染症対応」「衛生管理対応」「アレルギー対応」「個人情報の取り扱い」

##### 2. マニュアルに実効性を持たせるための取組

マニュアルがあっても職員に周知徹底できていなければ意味がありません。

マニュアルに実効性を持たせるために、次のことに取り組みます。

- ①職員採用時に各種マニュアルを理解するための研修を行います。
- ②各種マニュアルについて職員会議等で内容確認やマニュアルに沿った研修を実施し周知を図るとともに適宜内容の見直しを行います。
- ③各種マニュアルについて重要なポイントをまとめた概要版や手順の動画を作成しマニュアルの浸透を図ります。